

# 主 要 事 業 の 概 要

## 1) 環境問題への対応

(単位：千円)

新規	事業名	各 部 局 の 要 求		査 定 後		査 定 の 考 え 方	部 局 名
		事業費	概 要	事業費	概 要		
	人と自然が共生するしまねづくり事業	24,849	「人と自然との共生」を確保するため、失われつつある自然の再生や希少動植物の復元を住民の参加を得ながら実施する。 【主な事業】 ・女三瓶山頂植生復元事業 ・希少動植物の保護増殖事業	24,849	要求概要のとおり	要求どおり	環境生活部 景観自然課
新規	自然とのふれあいの森整備事業	224,856	ふれあいの里奥出雲公園を自然系公園として活用するため、老朽化の著しい施設の撤去・修繕および新設を行う。 【主な事業】 ・マッシュルームケビンほか撤去 ・レストハウスほか修繕 ・大型ケビン新設ほか	104,281	要求概要のとおり	引き続き活用する施設の限定 使用料を徴収して利用する施設の修繕を優先 その他の修繕については年度間調整により今後修繕を検討	環境生活部 景観自然課
新規	宍道湖景観形成地域眺望景観調査事業	10,558	宍道湖景観形成地域での景観指導等において、具体的基準が定められていない「眺望」に関して、眺望地の基礎調査や住民意識調査を行い、具体的基準のあり方を検討する。	10,558	要求概要のとおり	要求どおり	環境生活部 景観自然課
新規	しまねエコブランド推進事業	2,897	島根県独自の基準による環境配慮型製品の認定制度を設け、開発と販売の促進を図る。(分野)工業製品、農林水産製品	2,657	要求概要のとおり	事業費の精査 ・会場使用料等の減	環境生活部 環境政策課
	みんなで取り組む島根の環境づくり事業	119,311	環境基本計画に基づいて、島根ふれあい環境財団21と県が両輪となって環境保全の普及啓発や活動支援を行う。 【主な事業】 ・地球温暖化防止対策事業 環境配慮型製品の認定制度の創設等 ・こども環境学習推進事業 ・島根ふれあい環境財団21による環境保全活動支援事業	88,000	要求概要のとおり	委託業務の見直し ・計画策定業務等の積算人日縮減 広報啓発媒体の見直しおよび印刷部数の縮小 ・HP活用による行政資料配布の縮減	環境生活部 環境政策課
	21世紀型しまね環境マネジメント推進事業	59,649	環境マネジメントシステム管理体制を構築するとともにISO14001のサイトを拡大する。 (H15の取り組み) ・益田合庁、農業試験場…H16認証取得に向けた準備 ・保健環境科学研究所・産業技術センター…認証取得 H14中に認証取得予定の県庁本庁舎の維持と、3箇所の認証取得を推進し、他の庁舎はこれに準じた取り組みを行う。	44,170	要求概要のとおり  ただし、農業試験場の外部認証取得については、当面は取り組まない	農業試験場を含む他の試験研究機関の外部認証取得については、現在の本庁舎等の取り組みを検証した上で将来検討	環境生活部 環境政策課
	産業廃棄物処理の安全・信頼確保推進事業	18,053	産業廃棄物処理業者への指導、産業廃棄物処理施設及び周辺環境への監視を強化し、安全かつ信頼のできる産業廃棄物処理体制を確保する。 【主な事業】 ・産業廃棄物不適正処理対策事業(原状回復基金創設) ・産業廃棄物許可業者監視指導強化事業	10,053	要求概要のとおり  【主な事業】 ・産業廃棄物不適正処理対策事業(原状回復基金創設)【6月補正検討】	産業廃棄物不適正処理対策事業については以下の課題について整理した上で6月補正検討。 ・要求事業費規模、基金造成 ・執行基準、管理体制等	環境生活部 環境政策課
新規	本庄水域水質環境基準点追加設定基礎調査	4,000	中海・宍道湖の淡水化中止に伴い、汽水域として残ることとなった本庄水域において、水質汚濁防止法に基づく環境基準点設定の要否を判断するための基礎調査を実施する。	4,000	要求概要のとおり	要求どおり	環境生活部 環境政策課

# 主 要 事 業 の 概 要

## 1) 環境問題への対応

(単位:千円)

新規	事業名	各 部 局 の 要 求		査 定 後		査 定 の 考 え 方	部 局 名
		事業費	概 要	事業費	概 要		
新規	バイオマス利活用 フロンティア推進 事業	11,000	国の「バイオマス・ニッポン総合戦略」を踏 まえ、農畜産物の残さや下水の汚泥等のバイ オマス資源の利活用方策の確立を目指した 計画策定 バイオマス総合利活用県計画 ・発生量・時期、利用状況等の現状把握 ・利用量、処理コスト等の利用実態 ・収集システム、費用対効果、需給バランス 等を踏まえた利活用方策	11,000	要求概要のとおり	要求どおり ・地球温暖化防止、循環型社会 の形成、農山漁村の活性化の 観点から、未利用有機性資源 の利活用の推進が必要 ・取組みには、地域住民の理解 が不可欠であるため、計画策 定時において、十分な検討が 必要	農林水産部 [農村整備課]
新規	森林吸収源緊急 対策事業	16,089	温暖化防止のため、二酸化炭素の吸収源である 森林を計画的・重点的に整備するための県 推進計画策定。 策定には地域住民、NPO等の参加も予定 京都議定書に基づく各国の温暖化対策につい て、森林整備分野での国際審査を受ける際の 基礎データとなる各県所有の森林簿データ検 証事業(全国同時実施)。	16,089	要求概要のとおり	要求どおり	農林水産部 [林業管理課]
新規	木質資源活用維新 事業  〔要求時事業名〕 木質資源活用維新 ・新世紀ふるさと 島根づくり事業	20,000	木質資源の幅広い活用による「産業の振興」と 「環境の保全」の両立を目指した推進計画づ くり 【計画の主な内容】 ・基本目標と施策体系 ・県民、企業、行政の役割と数値目標 ・重点プロジェクト 東部・西部山びこ会議等で各界の意見集約や 実施可能な事業を進めながら策定	14,000	要求概要のとおり	事業費の精査 全庁的な取り組みが不可欠であ り、各部署が横断的に連携して 取り組むことが必須	農林水産部 [林業振興課]
新規	しまねの森づくり 推進事業  〔要求時事業名〕 県民参加・協働に よるしまねの森林 づくり事業	108,403	県民全体・地域全体での森林保全(しまねの 森づくり)を推進するため、森林・林業への 理解促進に繋がる機会の提供、実践的活動へ の支援を実施。 【主な事業】 ・しまねの森づくり啓発事業 ツリーバンク事業、寧夏緑化国際協力事業等 ・しまねの森づくり環境整備事業 施設情報・指導者バンク等の整備、インス トラクター養成、学習プログラム作成等 ・森とのふれあい推進事業 体験講座・フェスティバルの実施、教員研 修会開催等 ・しまねの森づくり実践事業 住民参加型活動への支援等	107,814	平成15年度は、将来的な県民参加・協働へ の発展も念頭に既存事業を再編整理し、また 森づくりの第1歩となる意識啓発事業を重点 的に展開。 【平成15年度の主な事業】 ・森づくり意識啓発事業 施設情報・指導者バンク等の整備、インス トラクター養成、学習プログラム作成等 ・ふるさとの森整備事業 ふるさと森林公園(宍道町)、県民の森 (赤来町)等の管理運営 ・森とのふれあい推進事業 体験講座・フェスティバルの実施、緑化研 修会開催等 ・森づくり実践事業 県民の森林整備活動・里山林の利活用支援、 寧夏緑化国際協力事業等 ・杜の街並み推進事業 公共施設緑化推進、ツリーバンク事業等	次の視点で再編整理。 ・「森づくり」に直接向かう事業 と街中の緑化推進的の事業に区分 ・前者を「意識啓発」「理解促 進に向けたソフト事業等」 「実践的活動」の段階的取組み へ再整理 ・事業名を直接的名称へ変更 事業費の精査 (ふるさとの森整備事業)	農林水産部 [森林整備課]
	下水道普及促進 対策交付金	制度拡充	市町村合併により下水道普及率の低い市町村 の整備が遅れが生じないように制度を拡充。 〔対象市町村〕 ・合併重点支援地域指定市町村 ・下水道普及率20%以下 ・H16年度末までに新規地区に着手 する市町村 〔支援内容〕 ・着手後5年間に限り交付率を嵩上げ ・交付年度:事業実施の翌年度 ・措置率(補助)実負担の50% (単独)実負担の20%	1,618,402 + 制度拡充	〔対象市町村〕 ・合併重点支援地域指定市町村 ・下水道普及率25%以下 ・H17年度末までに新規地区に着手 する市町村	普及率の低い市町村(平均の概 ね1/2以下)における整備促 進を重視。 事業実施検討に一定の期間を要 することから平成17年度末ま でに事業着手する市町村を対象 とする。 「しまね市町村総合交付金」 から分離	土 木 部 [下水道 推進課]